

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和五年二月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム コリーナ小方	大竹市小方ヶ丘6番27号	令和5年2月14日